



電気(原子力を除く)、ガス類、鉱山の保安のことなら

四国産業保安情報

■トピックス

- ① 8月は「電気使用安全月間」です 1
- ② 平成22年度保安標語入選句発表 3

■行事報告

- ① 平成22年度四国地方鉱山保安表彰式開催結果 5
- ② 平成22年度保安統括者(鉱業権者)会議開催結果 7

■特集

- ・平成22年度版「四国支部業務概要」 6

■お知らせ

- ① 台風期における保安対策について 16
- ① 夏季の省エネルギー対策について 18
- ① 夏季の軽装について 19

■コラム

- ① 愛犬と戯れて 20

■組織

- ① 着任のご挨拶(四国支部長 川原 修司) 22
- ② 中国四国産業保安監督部四国支部職員人事異動
(平成22年5月1日付け発令)(平成22年6月30日付け発令)(平成22年7月1日付け発令) 23
- ③ 中国四国産業保安監督部四国支部職員(平成22年7月1日現在) 23

■行事予定

- 平成22年7～9月行事予定 23

■災害・事故情報

- ① 平成22年(4～6月) 四国管内電気事故発生件数 24
- ② 平成22年(1～4月) 四国管内ガス類・火薬類・コンビナート事故発生件数 24
- ③ 平成22年(1～4月) 四国管内鉱種別鉱山災害発生状況 24

■編集後記

- 25

■災害・事故等発生時の緊急連絡先

- 25

■その他

ギャラリー(6p・25p) 今日は何の日(14p) 法令用語の基礎知識(21p)

中国四国産業保安監督部四国支部発行

トピックス

8月は「電気使用安全月間」です

電力安全課

経済産業省では、感電死傷事故の発生しやすい8月を「電気使用安全月間」と定め全国的に安全運動を展開しています。

また、同時に月間の重点テーマを定め、安全運動をより効果的に実施しています。

中国四国産業保安監督部四国支部では関係団体との連携して、電気安全の啓発・PR活動等を次のとおり行います。

電気安全セミナー(電気保安管理の部)

四国管内5会場において、電気主任技術者等の電気保安管理関係者を対象に、関係法令の改正内容や電気事故の事例等について説明します。更に、四国電気安全委員会と共催で電気保安講演会を開催します。

【開催日時及び会場】

- ・ 7月22日(木)
サンポートホール高松(高松市)
- ・ 7月26日(月)
新居浜商工会館(新居浜市)
- ・ 7月27日(火)
松山総合コミュニティセンター(松山市)
- ・ 8月5日(木)
徳島JA会館(徳島市)
- ・ 8月6日(金)
高知電気ビル(高知市)

<内容>

- (1) 電気保安行政関係
 - ① 電気使用安全月間等について
 - ② 電気事故と立入検査の概要について
 - ③ その他
- (2) 電気保安講演会
各地区消防による緊急時の対応(救命法など)や電気火災事例についての講演

(時間は各会場とも13:30~16:30)

電気安全セミナー(電気工事の部)

四国管内4会場において、電気工事業関係者を対象に、電気工事業の諸手続の説明や昨年の立入検査結果の概要など関係法令の改正内容等について説明します。

【開催日時及び会場】

- ・ 7月22日(木)
サンポートホール高松(高松市)
- ・ 7月27日(火)
松山総合コミュニティセンター(松山市)
- ・ 8月5日(木)
徳島JA会館(徳島市)
- ・ 8月6日(金)
高知電気ビル(高知市)

<内容>

- (1) 電気工事関連の話題
- (2) 電気工事に係る手続き不備事例等
- (3) 製品事故の通報制度と製品事故例

(時間は各会場とも10:30~11:50)

電気保安功労者原子力安全・保安院長表彰式

永年にわたり電気関係業務に従事し、電気保安に顕著な功績のあった方を表彰します。

- ・日 時 8月2日(月) 11時～
- ・場 所 ホテルニューフロンティア (高松市西の丸町14-7)

街頭キャンペーン

四国電気安全委員会と共同で、高松市内の商店街で電気使用安全のPR用品を配布し、啓発活動を行います。

- ・日 時 8月4日(水) 10時30分～
- ・場 所 高松中央商店街北部三町ドーム付近

～平成22年度電気使用安全月間の重点テーマ～

あなたのお家はだいじょうぶ？ 日頃から電気安全を心がけましょう。

一般家庭、自家用設備を問わず、電気を正しく使用しないと、感電や火災などの電気事故が発生します。一人一人が注意を払い、電気を安全に使用することを心がけましょう。

自家用設備の電気事故は日頃の巡視点検で防ぎましょう。



自家用設備の電気事故が他者に波及し、付近一帯を停電させてしまうと、自らの生産活動が停止するだけでなく、他の需要家にも多大な損害を与えてしまいます。

巡視点検で設備の異常をいち早く察知し、電気事故を防ぎましょう。

地震、雷、風水害などの自然災害にそなえ、電気の安全に努めましょう。

地震や雷、風水害等の自然災害はいつ発生するか分かりません。

日頃から「避難する時はブレーカーを切る」「切れた電線には触れない」といった災害時の諸注意を確認し、万一の場合に備えましょう。



～平成22年度電気使用安全月間標語(四国)～

やめようよ 踏みつけ タコ足 束ねたコード

電気使用安全月間関係団体

四国電気安全委員会 (社)日本電気協会四国電気協会 (財)四国電気保安協会
(社)日本電気技術者協会四国支部 四国地区電力需用者協会



平成22年度保安標語入選句発表

管理課・鉱山保安課
(主催 鉱業労働災害防止協会四国支部)

鉱山保安週間行事の一環として、保安標語を募集いたしましたところ、10事業所より426句に及ぶ多数のご応募を頂き誠にありがとうございました。

中国四国産業保安監督部四国支部において審査の結果、次のとおり入選句が決定しましたので、お知らせいたします。

(敬称略)

一 等 うまくやるより確実に 早くやるより安全に ゆとりを持って安全作業
大日本ドロマイト鉱業(株)黒瀬川鉱山 稲垣 哲也

二 等 あなたのリスクは皆のリスク 全員参加で目指すは無災害
住友金属鉱山(株)東予製錬所 村上 健一

〃 知っていますかその作業 分かっていますか隠れた危険 一人で悩まず報・連・相
広浦鉱業(株)橋鉱山 吉岡 啓也

三 等 リスクの芽 小さな内に摘んでいき 大きな安全育もう
住友金属鉱山(株)東予製錬所 中川 陽平

〃 一人の安全 みんなの安全 クロスチェックで安全確保
三菱マテリアル(株)直島製錬所 佐野 剛造

〃 細かなことは気にすなや そりゃやっぱりいかんぜよ！ 安全第一じゃき！
大日本ドロマイト鉱業(株)黒瀬川鉱山 山内 昭

佳 作 だろー・たぶんはやり直し確実に作業でゼロ災害
日鉄鉱業(株)鳥形山鉱山 倉橋 忠秋

〃 忘れるな！誰もが持ってる「ヒヤリ」の体験今日も活かして安全確認
日鉄鉱業(株)鳥形山鉱山 森本 園子

〃 指摘する勇気がつくるよい職場あなた自身が主役です
日鉄鉱業(株)鳥形山鉱山 西村 健

〃 安全に初心者ベテラン区別なしみんなで出そう「ヒヤリハット」
日鉄鉱業(株)鳥形山鉱山 岡崎 恵子

- " 近道行動事故をよぶ 一人一人が監督者
 住友金属鉱山(株)東予製錬所 秋山 達也
- " 危険予知する確かな五感 日々の努力の積み重ね 危険の芽を摘みゼロ災職場
 住友金属鉱山(株)東予製錬所 野田 勉
- " 災害は慣れと過信と油断から 知恵を出し合い全員笑顔の〇災職場
 住友金属鉱山(株)東予製錬所 坂田 年猛
- " 急ぐ時こそ一呼吸 周囲を確認 確かな一歩を
 太平洋セメント(株)土佐山鉱山 森 雅俊
- " 見える危険 見えない危険 ヒヤリハットで感受性を高め 無災害
 太平洋セメント(株)土佐山鉱山 清水 紀生
- " ヨシ やるぞ! 今日も一日 安全作業 山の男の心意気
 四国鉱発(株)白木谷鉱山 中司 忠広
- " 見つけて 減らす職場のリスク 毎日つづける 安全作業
 四国鉱発(株)白木谷鉱山 森田 和史
- " 不安全行動 しない させない 絶対に 安全意識を高く持ち 達成しよう完全ゼロ災
 三菱マテリアル(株)直島製錬所 松崎 貴子
- " 皆んなでリスクを出しあって 防ごう災害 守ろう安全
 須崎鉱発(株)勝森鉱山 森下 順平
- " 始業前 必ず点検設備と体 体調不良は事故のもと
 入交石灰工業(株)入交稻生鉱山 畠中 克己
- " 自分に厳しく 他人に厳しく そこから続ける〇災笑顔
 宇和鉱業(株)宇和ドロマイト鉱山 山本 香苗

入選 おめでとうございます。



行事報告

平成22年度四国地方鉱山保安表彰式開催結果

鉱山保安課

中国四国産業保安監督部四国支部におきましては、原子力安全・保安院地方鉱山保安表彰制度に基づき、毎年、四国地方の鉱山保安に関し、特に成績優秀な鉱山及び鉱山保安確保に特に功績のあった者等を表彰しております。

今年度表彰されました方々は次のとおりです。

皆様おめでとうございます。

1. 日時 平成22年6月22日（火）10時30分から
2. 場所 高松センチュリーホテル 2階 寒蘭の間（高松市錦町1丁目4-19）
3. 受賞者 (五十音順・敬称略)

(1) 鉱山の部（0鉱山）

本年度該当無し

(2) 保安従事者の部（5名）

いしい	のりあき	
石井	徳明	【白木谷鉱山／高知県】
なかひら	こうぞう	
中平	浩三	【白木谷鉱山／高知県】
にしもり	たきお	
西森	滝男	【鳥形山鉱山／高知県】
やすい	けんじ	
安井	健司	【鳥形山鉱山／高知県】
やすもと	ひろゆき	
安本	弘幸	【鳥形山鉱山／高知県】



【院長式辞を代読する原子力安全・保安院 内藤審議官】 【表彰式会場】



【記念写真撮影】



ギャラリー

管理課 塩田 貴

美味しそうなアジがスーパーに並んでいたのので早速買い求めました。

描いた後、塩焼きに。

身は家族が、頭・骨は愛猫ミーコちゃんが。

アジは絵に残ったものの、跡形もなくなってしまいました。



「アジ」の名の由来

アジの名は、味が良いことに由来すると云われています。

漢字「鯿」の由来

「おいしくて参ってしまう」「最も美味の季節が旧暦の3月に当たるので、旁に数字の『参』が使われた」等、諸説があります。

平成22年度保安統括者（鉱業権者）会議開催結果

管理課・鉱山保安課

平成22年4月23日（金）、サンポート高松合同庁舎702共用会議室において、平成22年度保安統括者（鉱業権者）会議を開催しました。

四国管内20鉱山・製錬場から27名の参加があり、下記議題について当支部から説明を行いました。

1. 中国四国産業保安監督部四国支部長挨拶

2. 議 題

（1）平成22年度鉱山保安監督指導について

（2）平成21年度管内鉱山の保安状況について

① 災害発生状況

② 検査概要内容

（3）改正鉱山保安法の施行5年後におけるレビューについて

（4）省令改正について

（5）報告、規制基準等について

① 報告事項

② 規制基準等

（6）保安教育関係施策等について

① 保安教育関係施策

② 長期無災害記録証交付制度

（5）その他

① 平成20年度リスクアセスメント事例集について



【挨拶をする市原支部長】



【会議風景】

業務紹介

平成22年度版「四国支部業務概要」

管理課

平成22年度版「四国支部業務概要」を取りまとめました。

当支部に関するご理解を深めて頂くと共に、資料としてもご活用ください。

(備考) 資料の出典記載のないものは当支部調べです。

電力安全課

<電気保安>

電気は、国民生活の向上と産業活動の発展に欠くことのできないエネルギー源として重要な役割を果たしています。しかし、その利用方法を誤れば、感電、火災等の原因となるだけでなく、有線及び無線の通信に障害を及ぼすなど公共の安全に重大な被害をもたらすこととなります。このため電気の使用について、種々の規制を行っています。

電気事業法では、電気事業用の電気設備は電気事業用電気工作物として、工場等の電気設備は自家用電気工作物として、一般住宅等の電気設備は一般用電気工作物として、それぞれに適した保安体制を確立することを要請しています。

電気事業者と自家用電気工作物設置者に対しては、電気工作物を技術基準に適合させること、主任技術者を選任すること、保安規程を作成すること等が義務づけられており、自主保安体制を確立しなければなりません。また、特定の工事について届出等の義務があるほか、自主検査の実施について安全管理審査を受審しなければなりません。

一般用電気工作物の保安に関しては、電気事業者又は登録調査機関に調査の義務を課しています。また、一般用電気工作物及び最大電力500kW未満の需要設備に係る自家用電気工作物の電気工事に関しては電気工事業法、電気工事士法により工事業者の規制及び電気工事従事者の資格等の規制を行っています。

電気事業用設備設置状況

平成22年3月31日現在

事業者別	水力発電所		火力発電所		原子力発電所		変電所		送電線 (km)
	個所数	出力(MW)	個所数	出力(MW)	個所数	出力(MW)	個所数	出力(MVA)	
四国電力(株)	58	1,141	4	3,501	1	2,022	21	13,790	1,262
住友共同電力(株)	11	80	3	427	0	0	2	600	50
電源開発(株)	4	187	1	2,100	0	0	0	0	156
徳島県	4	87	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	8	67	0	0	0	0	0	0	0
高知県	3	39	0	0	0	0	0	0	0
合計	88	1,602	8	6,028	1	2,022	23	14,390	1,468

注) 1. 特定規模電気事業者を除く。

2. 変電所及び送電線の欄の数値は170kV以上について計上。

電 気 工 事 業 者 事 業 者 数

平成22年3月31日現在

種 別	県 別				
	徳 島	香 川	愛 媛	高 知	計
四 国 支 部	4	16	5	1	26
県 所 管	997	1,241	1,477	828	4,543
計	1,001	1,257	1,482	829	4,569

自 家 用 電 気 工 作 物 施 設 数

平成22年3月31日現在

設備別	県 別					
	徳 島	香 川	愛 媛	高 知	計	
発 電 所	水 力	1	0	1	4	6
	汽 力 (ガ ス P S を 含 む)	6	7	18	7	38
	内 燃 力	1	0	0	0	1
	風 力	1	0	5	5	11
	太 陽 光	0	0	1	1	2
計	9	7	25	17	58	
変 電 所	1	1	0	1	3	
送 電 線	0	0	0	1	1	
需 要 設 備	低 圧	301	213	355	269	1,138
	高 圧	5,624	7,578	9,461	5,244	27,907
	特 別 高 圧	20	47	60	19	146
	合 計	5,945	7,838	9,876	5,532	29,191

- 注) 1. 工専用電気工作物は除く。
 2. 内燃力発電所については、出力10,000kW未満を、ガスタービン発電所については、出力1,000kW未満を除く。
 3. 風力発電設備及び太陽光発電設備は500kW未満を除く。
 4. 変電所及び送電線は電気事業法の定義による。

電 気 事 故 発 生 件 数

設 者 種 別	事 故 種 類	年 度	感 電 事 故	感 電 以 外 の 人 身 事 故	電 気 火 災 事 故	発 電 支 障 事 故	供 給 支 障 事 故	主 要 電 気 工 作 物 破 損 事 故	自 家 用 波 及 事 故	台 風 等 重 大 事 故	計
			電 気 事 業 用	H19	0	0	0	0	0	2	
	H20	0	0	0	0	0	3		0	3	
	H21	0	0	0	0	0	5			5	
自 家 用	H19	1	1	0			6	1	1	0	19
	H20	1	0	0			1	1	0	0	12
	H21	2	0	0			0	1	0	0	12
一 般 用	H19	0	0	0							0
	H20	0	0	0							0
	H21	0	0	0							0
年 度 別 合 計	H19	1	1	0	0	0	8	1	1	1	22
	H20	1	0	0	0	0	4	1	0	0	15
	H21	2	0	0	0	0	5	1	0	0	17

- 注) 1. 事故件数は電気関係報告規則(第3条)に基づき報告のあった数。
 2. 種類以上にまたがる事故があるため、計が合わない場合もある。

保安課

＜ガス保安＞

ガス事故を防止するため、ガス事業法等において種々の規制が行われています。

「ガス事業法」では、ガス事業者にガス主任技術者の選任及び保安規程の届出を義務付けることにより自主保安管理体制を確立し、保安の確保を図るとともに、国は、事業許可、工事計画の届出及び立入検査等によりガス事業者への監督指導を行っています。

また、ガス事業者に対し、各需要家が設置しているガス器具について、ガスの使用に伴う危険の発生防止のために必要な事項を周知すること、及び定期的に調査を行い不良箇所等を通知することなどを義務付けることにより、事故の未然防止に努めています。

「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」では、特定ガス消費機器（ガスバーナー付き風呂釜、ガス瞬間湯沸器等）の設置工事又は変更工事の欠陥によるガス災害の発生を防止するため、これらの工事の事業を行う者の工事の監督義務を定めることなどにより、消費機器の保安対策を図っています。

ガス事故件数

事業者別	年度別 項目	事故 件数 (件)	被害者数(人)			
			死亡	負傷	中毒	計
一般ガス事業	19	0	0	0	0	0
	20	0	0	0	0	0
	21	0	0	0	0	0
簡易ガス事業	19	1	0	0	0	0
	20	1	0	0	0	0
	21	1	0	1	0	0
合計	19	1	0	0	0	0
	20	1	0	0	0	0
	21	1	0	1	0	0

注) 自殺者等は除く。

＜高圧ガス保安＞

高圧ガスは、一般家庭用の液化石油ガスを含めて、我が国における産業経済活動及び国民生活に重要な役割を果たしています。

一方、近年、産業設備の大型化、集積化、また、都市部における住宅の密集化は、高圧ガスの性質上、爆発や火災による物的、人的な損害の発生の危険性を増大させています。

そのため、高圧ガスの保安の確保への社会的要請は非常に強く、「高圧ガス保安法」、「石油コンビナート等災害防止法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、高圧ガスの製造から販売、貯蔵、移動、消費、更には廃棄に至るまでの各段階において規制が課されています。

四国の関係事業所数は次のとおりですが、高圧ガス保安に関しては、一部を除き都道府県所管事業となっています。

高圧ガス保安法関係事業所数

第1種製造業者数

平成21年3月31日現在

区分	県別				計
	徳島	香川	愛媛	高知	
一般ガス	36	62	111	25	234
L P ガス	37	52	78	42	209
兼業	4	11	9	0	24
冷凍	43	80	144	28	295
計	120	205	342	95	762

(資料) 4県調べ

貯蔵所数(1種+2種)

平成21年3月31日現在

区分	県別				計
	徳島	香川	愛媛	高知	
一般ガス	60	73	103	38	274
L P ガス	11	13	27	16	67
兼業	7	34	21	11	73
計	78	120	151	65	414

(資料) 4県調べ

特定高圧ガス消費者数

平成21年3月31日現在

区分	県別				計
	徳島	香川	愛媛	高知	
一般ガス	22	49	75	26	172
L P ガス	13	16	26	4	59
兼業	5	9	13	0	27
計	40	74	114	30	258

(資料) 4県調べ

販売業者数

平成21年3月31日現在

区分	県別				計
	徳島	香川	愛媛	高知	
一般ガス	55	289	300	328	972
L P ガス	339	393	369	258	1,359
兼業	14	40	53	16	123
計	408	722	722	602	2,454

(資料) 4県調べ

液化石油ガス法関係事業所等数

平成22年3月31日現在

区分	県別					計
	徳島	香川	愛媛	高知	監督部	
販売事業者	289	263	424	249	5	1,230
保安機関	305	303	416	261	9	1,294

(資料) 4県調べ

高圧ガス事故の発生状況

平成21年の全国の高圧ガス事故については、容器喪失・盗難が517件(前年495件)、災害事故が293件(前年311件)で、総事故件数は810件(同806件)でした。

四国管内の高圧ガス事故については、このところ増加しており、平成21年は容器喪失・盗難が32件(同18件)あり、これを加えると全体の事故件数は41件(同38件)となりました。

次に、全国の液化石油ガスの事故について見てみると、平成21年の消費先における事故については、前年比約20%減の185件(前年232件)となりました。

四国管内の液化石油ガスの事故については、平成21年は前年と同様、4件(同4件)となりました。

高圧ガス事故件数

県名	歴年	事故件数	高圧ガス保安法関係				液化石油ガス法関係	
			事業所	消費先	移動中	計	消費先	計
徳島	19	4	1	1	-	2	2	2
	20	6	-	2	1	3	2	2
	21	3	-	3	-	3	0	0
香川	19	12	1	6	1	8	4	4
	20	14	3	10	1	14	0	0
	21	14	1	11	0	12	2	2
愛媛	19	19	5	9	1	15	4	4
	20	15	6	9	-	15	1	1
	21	17	3	11	2	16	1	1
高知	19	5	-	4	-	4	1	1
	20	7	-	5	1	6	1	1
	21	11	-	10	-	10	1	1
四国計	19	40	7	20	2	29	11	11
	20	42	9	26	3	38	4	4
	21	45	4	35	2	41	4	4

(資料) 経済産業省調べ

<石油コンビナート保安>

石油、高圧ガス等が大量に集積されているコンビナートにおいて、事故が発生した場合、周辺地域に対しても大きな影響を及ぼすことから、「石油コンビナート等災害防止法」により、指定された特別防災区域内に所在する事業所については、「レイアウトの規制」、「自衛防災組織及び防災資機材保有の義務付」が行われています。

また、特別防災区域が所在する徳島、香川、愛媛県にあつては県知事を本部長とする防災本部を設置するとともに、防災計画を作成する等、コンビナート地域における防災体制の確立を図っています。

石油コンビナート等特別防災区域一覧表

平成21年3月31日現在

特別防災区域名	区域の位置	主要事業所名(第1種)
阿南地区	阿南市橋町幸野	四国電力(株)阿南発電所
番の州地区	坂出市瀬居町字西浦、番の州緑町 番の州町、川崎町	コスモ石油(株)坂出製油所 三菱化学(株)坂出事業所 四国電力(株)坂出発電所 ライオンケミカル(株)オレオケミカル事業所
新居浜地区	新居浜市惣開町、菊本町、大江町 港町、磯浦町、西原町、新田町	住友化学(株)愛媛工場新居浜地区 " " 菊本地区 " " 大江地区
波方地区	愛媛県今治市波方町宮崎	波方ターミナル(株)
菊間地区	愛媛県今治市菊間町種	太陽石油(株)四国事業所 菊間国家石油備蓄基地
松山地区	松山市大可賀、北吉田町、南吉田町 西垣生町	コスモ松山石油(株)松山工場 帝人(株)松山事業所 北地区 " " 南地区
合計	6地区	第1種 事業所数 14

注) () 内は工事中

(資料) 4県調べ

＜火薬類保安＞

火薬類は、土木、建設業、鉱業等の産業活動に必要不可欠なものであり、現在では火工品の分野で技術開発が進み、その用途も多岐にわたっています。しかし、ひとたび取り扱い方を誤ると悲惨な事故に直結し、また犯罪など不正の目的に使用されると社会的に大きな不安と損害を与えることとなります。

このため、火薬類取締法により製造、販売、貯蔵、消費、その他の取り扱いについて各種の規制を行っているほか、盗難防止措置の強化や取扱者に対する手帳制度、講習制度を実施する等、保安の確保に努めています。

なお、火薬類の取り締まりに関しても、産業火薬製造事業所以外の監督は主に都道府県が実施しています。

火薬類製造・販売事業所数

平成22年3月31日現在

区分	県別					
	徳島	香川	愛媛	高知	監督部	計
製造業者(産業火薬)	-	-	-	-	1	1
" (煙火)	5	1	2	0	-	8
販売業者	24	29	25	49	-	127

(資料) 各県については4県調べ

火薬庫数

平成22年3月31日現在

区分	県別				
	徳島	香川	愛媛	高知	計
火薬庫	51	18	41	60	170
火薬庫外貯蔵所(販売)	16	18	16	18	68
" (土木・採石)	4	14	0	36	54
" (その他)	10	10	21	10	51

(資料) 4県調べ

火薬類消費者数

平成22年3月31日現在

区分	県別					計
	徳島	香川	愛媛	高知		
1ヶ月に25kg以上の消費者	37	172	104	54	367	
1ヶ月に25kg未満の消費者	16	3	8	15	42	

(資料) 4県調べ

火薬類事故件数

種別	項目 歴 年	製 造 中	消 費 中	運 搬 中	貯 蔵 中	玩 ろ う 中	そ の 他	合 計
火 爆 火 工 業 品	19	-	1	-	-	-	-	1
	20	-	-	-	-	-	-	-
	21	-	1	-	-	-	-	1
煙 火	19	-	1	-	-	-	-	1
	20	-	2	-	-	-	-	2
	21	-	2	-	-	-	-	2
が 煙 ん 具 火	19	-	-	-	-	-	-	-
	20	-	-	-	-	-	-	-
	21	-	-	-	-	-	-	-
四 国 合 計	19	-	2	-	-	-	-	2
	20	-	2	-	-	-	-	2
	21	-	3	-	-	-	-	3
全 国 合 計	19	6	38	1	0	1	3	49
	20	6	40	0	0	0	2	48
	21	2	18	0	0	0	4	24

(資料) 経済産業省調べ



今日は何の日

今日は何の日でしょうか？ ちょっと考えてみて下さい。
 色々な知識を得ることができ、話のネタにもなりますよ。
 解答は、該当日が多いので別冊(10ページ)としています。
 なお、解答には、簡単な解説を付けておりますが、ご自分で更にお調べ頂ければ、色々面白いことに出会えますよ。

7月 01/02/03/04/06/07/08/09/10/11/12/13/14/15/16/17/18/19/20/21/22/23/24/27/28/29/30/31/

8月 01/02/03/04/05/06/07/08/09/10/11/12/14/15/16/17/18/19/20/21/22/23/24/25/26/27/28/29/30/31/

9月 01/02/03/04/05/08/09/10/11/12/13/15/16/17/18/19/20/21/22/23/24/25/26/27/28/29/30/

【ヒント】 記念日、語呂合わせ、二十四節気、国民の祝日等色々あります。
 なお、毎月あるもの(例えば毎月29日の2(に)9(く)の語呂合わせで肉の日等)は除いてあります。

鉱山保安課

＜鉱山保安＞

鉱山における保安の確保については、「鉱山保安法」に基づき、災害及び鉱害の防止を図るための監督指導を実施しています。

鉱山保安法規は、大幅な改正が行われ、平成17年4月1日から全面施行されています。

この改正法規では、鉱山における保安の確保は自主保安が原則であることが明確にされており、鉱業者自らが保安上の危険を把握し、必要な措置を保安規程に反映させる等、鉱山の状況に応じた保安確保措置の立案とその確実な実施により、鉱山災害及び鉱害の防止等を図ることとされています。

平成20年度から、第11次鉱業労働災害防止5カ年計画がスタートしており、同計画に定められた災害防止対策の的確な実施を図り、同計画の目標である「鉱山災害の撲滅」が達成されるよう、関係者の一層の努力が求められています。

しかしながら、平成21年は2件の軽傷災害が発生しており、「第11次鉱業労働災害防止計画」の目標である災害の撲滅は達成できませんでした。

また、平成21年度の鉱害問題については、件数としては発生していません。

以上のことを踏まえ、今後も引き続き、改正鉱山保安法規の最大のポイントである保安規程の充実を図ることを最重点に、従来から重要としてきた危害、鉱害防止事項についても保安検査等により監督指導を行うこととしています。

災害発生状況

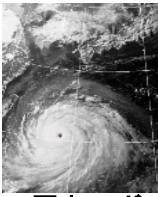
平成21年12月31日現在

鉱種	年	鉱山数	鉱山労働者数 (人)	稼働延人員 (人)	稼働延時間 (時間)	災害回数	罹災者数(人)				損失日数 (日)	強度率	100万人当り災害率	
							死亡	重傷	軽傷	計			実績	目標
金 属 ・ 非 金 属	16	10	100	24,976	184,089	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	17	9	87	23,044	167,609	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	18	9	103	22,550	163,735	2	0	1	0	1	77	0.47	44.4	0
	19	9	96	21,888	160,561	1	0	1	0	1	60	0.37	45.7	0
	20	9	94	23,771	160,980	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	21	9	83	20,731	156,213	1	0	0	1	1	50	0.32	48.2	0
石 灰 石	16	17	482	115,518	871,125	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	17	16	452	110,717	832,323	1	0	0	1	1	5	0.01	9.0	0
	18	14	425	108,756	814,426	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	19	14	438	106,374	803,288	1	0	1	0	1	5,500	6.85	9.4	0
	20	15	434	105,560	792,163	1	0	1	0	1	14	0.02	9.5	0
	21	14	415	92,438	685,641	1	0	0	1	1	10	0.01	10.8	0
合 計	16	27	582	140,494	1,055,214	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	17	25	539	133,761	999,932	1	0	0	0	1	5	0.01	7.5	0
	18	23	542	131,306	978,665	2	0	1	0	1	77	0.08	7.6	0
	19	23	534	128,262	963,849	2	0	2	0	2	5,560	5.77	15.6	0
	20	24	528	129,331	953,143	1	0	1	0	1	14	0.01	7.7	0
	21	23	498	113,169	841,854	2	0	0	2	2	60	0.07	17.7	0

(注1) 強度率 = (損失日数 / 稼働延時間) × 1,000

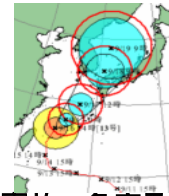
(注2) 100万人当り災害率 = (罹災者数 / 稼働延人員) × 10の6乗

お知らせ



台風期における保安対策について

管理課



電力・ガス関係等各事業所、鉱山及び製錬場におかれましては、平素より事故、危害及び鉱害等の未然防止に万全の措置を講じておられることと思いますが、台風期を迎えるにあたり、状況に応じた施設の点検を重点的に実施し、適切な措置を講じるとともに、監視体制を一層強化し、暴風雨等による事故、危害及び鉱害等の防止に万全を期してください。

なお、鉱山及び製錬場におかれましては、大雨警報等が発令されたときには、被害の有無にかかわらず、その状況を電話等により当支部鉱山保安課まで速やかに報告してください。



(1)今後の四国地方3ヶ月予報 (2)防災気象情報の活用 (3)大雨や洪水などの気象警報・注意報の改善についてを参考までに掲載します。ご利用下さい。



(1)四国地方3か月予報 (7月から9月までの天候見通し)



平成21年6月24日
高松地方气象台発表

予想される向こう3か月の天候

- 【7月】 平年と比べ曇りや雨の日が多いでしょう。
- 【8月】 平年と同様に晴れの日が多いでしょう。
- 【9月】 数日の周期で変わるでしょう。残暑が厳しい見込みです。

向こう3か月の気温、降水量の各階級の確率(%)

【気 温】

3か月	20%	30%	50%
7月	20%	40%	40%
8月	20%	40%	40%
9月	20%	30%	50%

凡例

低(少)
平年並
高(多)

【降 水 量】

3か月	30%	40%	30%
7月	30%	30%	40%
8月	30%	40%	30%
9月	30%	40%	30%

<参考資料>

(1) 梅雨入りと梅雨明けの平年値(1971年~2000年の30年平均)

	梅雨入り	梅雨明け
四国地方	6月4日ごろ	7月17日ごろ

(2) 接近する台風の平年値(1971年~2000年の30年平均)

	7月	8月	9月
四国地方	0.6	0.9	1.0

(2) 防災気象情報の活用について

気象庁は、災害を防止・軽減するために警報や注意報、気象情報などの防災気象情報を発表し、注意や警戒を呼びかけています。

これら防災気象情報を、災害から身を守るために、より一層有効に活用するには、どんなときにどんな情報が発表されるのかを知っておく必要があります。

大雨が予想された場合の各種防災気象情報の内容とタイミングが分かりやすく示している図がありましたのでご紹介します。

必ずこのような順序で発表されるとは限りませんが、どんなときにどんな情報が発表されるのかをイメージするのに大変役立つと思います。ご利用下さい。

なお、大雨の場合以外にもお知りになりたいときは、気象庁のホームページ(<http://www.jma.go.jp>)をご覧ください。



各種防災気象情報のタイミングの例

(3) 大雨や洪水などの気象警報・注意報の改善について

気象庁では大雨警報などの気象警報・注意報を、これまで都道府県をいくつかに分けた区域を対象に発表してきましたが、平成22年5月27日(木)13時から、「市に大雨警報を発表」のように、すべての気象警報・注意報について原則として個別の市町村を対象として発表しています。

また、大雨警報を発表する際には、特に警戒を要する災害を、「大雨警報(土砂災害)」、「大雨警報(浸水害)」のように警報名と併せて発表しています。

これにより、警戒の必要な市町が明確になるなど、効果的な防災対応ができますので、ご利用下さい。

夏季の省エネルギー対策について

管 理 課

経済産業省資源エネルギー庁では、平成22年5月24日に、省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議を開催し、「夏季の省エネルギー対策について」を決定しました。

業務・家庭関係、工場・事業場関係の主な取り組みは、下記のとおりです。

エネルギー消費が増大する夏季に向けて、積極的に省エネルギー対策を実践しましょう。

業務・家庭関係

- 冷房中の室温を原則28℃に徹底する。
- 照明器具の購入に当たっては、白熱電球から電球形蛍光灯やLED照明器具に原則切り替える。
- 家電エコポイントを活用した省エネ家電の購入に努める。
- 発電効果等を考慮した上で、導入補助制度等の活用を通じて、太陽光発電の設置に努める。
- 住宅エコポイントを活用したエコ住宅の新築やエコリフォームに努める。
- 補助金や自動車重量税・取得税の時限的減免措置を活用し、エコカーの購入に努める。

工場・事業場関係

- 改正省エネ法における事業者単位でのエネルギー使用量の把握などへ確実に対応する。
なお、事業者単位でのエネルギー使用料が、原油換算1,500キロリットル以上の場合には、本年7月末日までにエネルギー使用状況届出書を本社所在地を管轄する経済産業局までに提出する。
- 自主的な省エネルギーへの取り組みを徹底して推進する。
- ESCO (Energy Service Company) 事業の活用を含めた省エネルギー診断の実施を検討する。

夏季の軽装について

管 理 課

地球温暖化防止のためには、国民が主体的かつ積極的に課題に取り組む必要があります。とりわけ、政府自らが温室効果ガス排出抑制に取り組むことが重要であり、平成19年3月に閣議決定された「政府の事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月31日閣議決定）においては、こうした温室効果ガス排出抑制対策のひとつとして、「冷房の適温化」と「夏季の軽装励行」が掲げられています。

また、本年5月24日の省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議において、政府全体として、地球温暖化防止に係る率先実行を徹底し、温室効果ガスの排出削減に努めることが決定されました。

こうした政府全体における夏季軽装の取り組みを受け、当支部においても6月1日（火）から9月30日（木）までの期間、「冷房の適温化」（室温28度を目安に冷房を設定する）と併せて執務室での「職員の軽装（クールビズ）」を励行することと致しましたので、皆様のご理解をお願い致します。

また、ご来庁の皆様におかれましても、是非、軽装にご協力下さいますようお願い致します。

（注）軽装とは、ノーネクタイ、ノー上着のことです。

<<<下記の案内を執務室入り口に掲示しております>>>

『執務における夏季の軽装』を励行中です。

<実施期間> 6月1日(火)～9月30日(木)

- 地球温暖化対策及びオフィスの省エネ・節電の観点から、冷房の適温化の徹底とあわせて、軽装を励行しております。
（※ 室温が28度を目安に冷房を設定しております。皆様のご理解をお願いします。）
- 当支部に御来訪される際には、是非、軽装に御協力下さるようお願い致します。

中国四国産業保安監督部四国支部

コラム



愛犬と戯れて

電力安全課 平島 厚二

自宅に雑種犬がきて、はや5年となります。当初は小型犬とっていたら、現在体重約20kgとなり、中型犬に変貌しています。

さて、この犬と私との関わりは、娘がその当時室内で飼っていた盲目の猫の検診のため動物病院につれていった事に始まります。

その時、ゲージの中に、生まれたばかりのこの犬がいて、娘に訴えるような目をしていたというのです。そのため、娘はどうしても飼いたいということで、動物病院から当家にきました。その時は、私の両手のサイズぐらいしかなく、膝のうえで昼寝をするような大きさではありました。

ところが、一年経って成犬となったら、体重が約16kgとなり、立派な中型犬となったので屋外で飼おうとしたところ、大変、寂しがり屋で、とうとう室内で飼うことになりました。室内には、猫と犬が共存することとなっています。娘も当初は興味を持って世話をしていたのですが、猫の世話も手がかかることから、この犬の世話は私ということとなり、早朝の散歩、夜の散歩は必須で、動物病院への検診に同席となりました。

この犬と一緒に遊んでいると、時々私の体調にあわせて、犬が遊んでくれているような気持ちになることがしばしばありました。私の体調がよい時は、犬はあまり見向きもされず、散歩をせがむ程度ですが、体調が悪く、気分が沈んでいる時は、足下などに一日中つきまとして私の顔色をみながら、遊んでくれます。

いまでは、私にとっては、心を軽くしてくれる大切な家族の一員となってしまいました。

また、この犬にいやされながら、仕事が続けていけていると思っています。特に、東京での2年間では、終電前に宿舎に帰宅し、また翌朝仕事に出勤という生活でしたので、時々帰ってこの犬に遊ばれていると、仕事の悩みも忘れて、また仕事にがんばるということの繰り返しでした。この犬のおかげで、無事四国に帰ってこられたと思います。本当に不思議で、大切な相棒となってしまいました。

今では、家に帰って一緒に散歩するのが日課となっています。また、気分転換で家の周りの雑草をとるのも、私の日課です。私の悩みはつきないし、他人からみれば悩まなくてもよいと言われればそのとおりなのかもしれませんが、悩み多き人なのでなかなかつきないので困っています。

そこで、また、この犬の出番となってしまっているのが現状です。

私は、外側によろいをかぶりながら、中は心が揺れている状況で生活をしているので家族を含めて大変迷惑をかけていると思いますし、特に、この犬には、迷惑な事かもしれませんが、これからも迷惑をかけることとなりそうです。

今後とも、愛犬（サスケ）よ、私をよろしく。



法令用語の基礎知識③

法令用語きちんと理解していますか？ きっとお役に立ちますよ。

「善意」・「悪意」

同じ用語であっても、日常用語として使われているときと、法律用語として使われているときとは意味が違うものがあります。「善意」と「悪意」はその代表格です。

善意 一般的には「善良な心」を意味し、「善意でやったんだからさ、許してあげなよ」のように使用されますが、法律用語として使用されているときには、「ある事実を知らないこと（＝不知）」を意味します。たとえば「善意の第三者」というのがありますが、これは当事者が知っていることを知らない者をいい、法律上保護されるケースが多いといえます。

悪意 一般的には「他人に害を与えようとする心」を意味し、「悪意でやった訳じゃないんだから、許してあげなよ」のように使用されますが、法律では「ある事実を知っていること」を意味します。「悪意の第三者」は「善意の第三者」と異なり、第三者であっても法律上保護を受けられない場合が多いようです。

（事例）

AさんがBさんに騙されて土地を売ってしまった場合、Aさんはこれを取り消してBさんから土地を取り戻すことができますが、取り消す前に「善意」のCさんが土地をBさんから買っていた場合、AさんはCさんから土地を取り戻すことができなくなります。

ここでいう「善意」というのは、「AさんがBさんに騙されて土地を売ってしまった」という事実をCさんが知らないことをいうのです。この場合、Cさんは「善意の第三者」となり、AさんはCさんから土地を取り戻すことができなくなります。なお、Cさんがこの事実について知っていたら、「悪意」があるため「悪意の第三者」となり、AさんはCさんから土地を取り戻すことができます。

このように日常用語での「善意」「悪意」は道徳的・感情的な善悪を意味しますが、法律用語では、道徳・感情と全く関係のない用語として使用されます。

「みなす」・「推定する」

いずれも日常用語ではあまり使われませんが、条文では頻繁に目にします。

みなす 実際には性質が違うものであっても、一定の法律関係においては同一視する場合に使われます。推定するとよく比較して使われますが、重要なのは、「推定する」とは違って覆らないということです。

（事例）

民法第753条「未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす。」

これは、未成年者が婚姻をすれば、一定の法律関係においては成年者として取り扱い、実際は未成年者であるにも拘わらず、もはや未成年者として取り扱わないということです。婚姻後は、いくら「俺は未成年者だ！」と言い張っても、有無をいわず成年者として取り扱われます。

推定する 一応このように取り扱うが、もし反対の証拠を出せば、それを覆すことができる場合に使われます。逆にいえば、反証がない限り推定が働くこととなります。

（事例）

民法第772条第1項「妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。」

健全な婚姻関係にある夫婦の間に生まれた子は、その夫婦を父母としているのが自然ですが、「いや、その子は俺の子じゃない。妻が私以外の男と性交渉して懐胎した子だ。証拠もある！」と主張して、その証拠をあげれば、自分の子として扱われることはありません。

（バックナンバー）

法令用語の基礎知識①(第20号)

法令用語の基礎知識②(第21号)

直ちに・速やかに・遅滞なく

及び・並びに

又は・若しくは

者・物・もの

場合・とき・時

その他・その他の

着任のご挨拶

四国支部長 川原 修司

7月1日付けで中国四国産業保安監督部四国支部長を命ぜられ、過日着任いたしました。前任の市原支部長同様よろしくお願い申し上げます。

私は、昭和52年に資源エネルギー庁公益事業部水力課に入省しました。丁度、大規模揚水発電所の建設が盛んなときで四国の本川発電所もその頃だったと思います。その後、いろいろな部署を経験させていただきましたが、総じて、水力発電所の保安業務や原子力発電所の耐震安全性に係る業務が多かったと思います。

特に印象深かったものは、北海道南西沖地震の際、奥尻島を襲った津波による被害の凄まじさでした。津波の高さもさることながら、青苗地区の建物などすべからく破壊された跡をみて津波の破壊エネルギーの大きさに圧倒されました。余談ですが、青苗とは別の地区にある小学校に行ったところ、津波の流入で教室の床は泥だらけになっていましたが、その校舎のわきで飼われていたウサギは小屋のなかで元気していました。小屋が金網張りだったので津波にもっていかれることなく生き残れたのかとも思い、これも印象に残っています。また、平成19年7月の中越沖地震では柏崎刈羽原子力発電所が大きな揺れに見舞われました。その後、同発電所に対する原子力安全・保安院の対応状況についての地元説明会に何度も参加いたしました。地元の皆様からは多くのご意見、ご指摘がありました。そのようななかで、安全確保を使命とする当院の役割の重さを一層強く認識することとなりました。

昨年7月からは、保安院を離れ四国経済産業局資源エネルギー環境部勤務となりました。もともと四国の出身ですから当地には愛着があります。四国の活性化のために少しでもお役に立てればという思いで取り組んで参りました。そのなかで、局内や四国支部内、関係事業者などの皆様には大変お世話になりました。この場を借りて御礼申し上げます。

今度は、四国の産業保安のためにとを思いを新たに、関係各位のご意見を伺いつつ、保安行政の的確な運用・充実に向け、四国支部での業務に励んで参りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。



中国四国産業保安監督部四国支部職員人事異動

(氏名)	(新)	(旧)
山本 秀行	四国経済産業局(出向)	電力安全課火力発電係長
森 健太郎	電力安全課火力発電係長(転任)	四国経済産業局
久保 敏明	電力安全課自家用施設係長(転任)	四国経済産業局
沖野 哲哉	電力安全課電力安全係長	電力安全課電力安全係長
		電力安全課自家用施設係長
(平成22年5月1日付発令)		
(氏名)	(新)	(旧)
佐藤 弘	四国経済産業局(出向)	電力安全課長補佐
宮本 典明	電力安全課長補佐	管理課長補佐
(平成22年6月30日付発令)		
(氏名)	(新)	(旧)
市原 秋男	大臣官房付	四国支部長
川原 修司	四国支部長	四国経済産業局
		資源エネルギー環境部長
(平成22年7月1日付発令)		

中国四国産業保安監督部四国支部職員 (平成22年7月1日現在) ※下線部は新任者

	支 部 長	川原 修司	
	産業保安監督管理官	渡辺 忠	
管 理 課		保 安 課	
課 長	野田 耕一	課 長	篠川 秀育
課長補佐	宮本 典明	課長補佐	宮下 充生
総括係長	塩田 貴	総括係長	岡本 新吾
庶務係長	和田 真理子	産業保安係長	池田 晃秀
電力安全課		鉱山保安課	
課 長	平島 厚二	課 長	大川 庫弘
課長補佐	大久保 宏文	統括鉱務監督官	寺尾 宣孝
課長補佐	宮本 典明	課長補佐	寺尾 宣孝
電力安全係長	沖野 哲哉	総括班長	桑原 学
水力発電係長	美濃 大輔	第一班長	藤原 和秀
火力発電係長	森 健太郎	第二班長	平尾 亘
自家用施設係長	久保 敏明	企 画 係	川本 雄明
事業用施設係	井内 啓輔		

行事予定

平成22年7～9月行事予定

電力安全課

- 電気保安功労者原子力安全・保安院長表彰式
8月 2日(月) 於：ホテルニューフロンティア(高松市)
- 電気使用安全月間街頭キャンペーン
8月 4日(水) 於：高松北部三町ドーム付近(高松市)
- 電気安全セミナー(電気保安管理の部・電気工事の部)
7月22日(木) 於：サンポートホール高松(高松市)
7月26日(月) 於：新居浜商工会館(新居浜市)
注) 新居浜会場では電気工事の部を開催しません。
- 7月27日(火) 於：松山市総合コミュニティセンター(松山市)
- 8月 5日(木) 於：徳島JA会館(徳島市)
- 8月 6日(金) 於：高知電気ビル(高知市)
- 四国地区発電所長及びボイラー・タービン主任技術者会議
8月26日(木) 於：高知共済会館(高知市)
8月27日(金) 於：住友大阪セメント(株)高知工場(須崎市)～見学会～

保安課

- ガス主任技術者試験
9月26日(日) 於：サンポート高松 高松市文化芸術ホール(高松市)

災害・事故情報

●平成22年四国管内電気事故発生件数（4～6月）

電力安全課

事故種別	事故発生件数
感電死傷事故	0
感電以外の死傷事故	0
電気火災事故	0
主要電気工作物破損事故	2
波及事故	1
計	3

●平成22年四国管内ガス類・火薬類・コンビナート事故発生件数(1～4月)

保安課

ガス事業者関係	一般ガス			簡易ガス		
	製造	供給	消費	製造	供給	消費
	0	0	0	0	0	0

注：（ ）内は速報。

LPガス保安関係	現象別			
	漏えい	漏えい爆発	漏えい火災	中毒酸欠
	0	3	2	0

発生場所等		事業所	消費先	移動中
		高圧ガス保安事業者関係	災害	0
	喪失・盗難	0	4	0

発生場所	製造中	消費中	運搬中	貯蔵中	玩ろう中	その他
火薬類保安関係	0	0	0	0	0	0

別種	第一種事業所	第二種事業所
コンビナート保安関係	2	0

●平成22年四国管内鉱種別鉱山災害発生状況(1～4月)

鉱山保安課

	罹災者				稼働延人員	稼働延100万人 当り災害率
	死亡	重傷	軽傷	計		
金属・非金属	0	0	0	0	6,874	00.00
石灰石	0	1	0	1	30,586	32.69
全鉱種	0	1	0	1	37,460	26.70

編集後記

大相撲の賭博問題と日本相撲協会の賭博問題への対応が大きな社会問題となっています。以前にも、同様の問題が何度か発生していたが、うやむやに闇の中に消えて行きました。その時に何らかの対応が出来なかったのでしょうか。閉鎖的な社会であり、協会の理事も元力士が就任するなどにより自らが改善を図れず、賭博を悪と感じない土壤が出来上がってしまっていたのでしょうか。

これは、保安にも通じるところがあると思います。毎日の作業の中で、慣れでヒヤリ・ハットを見逃し、危険を危険と感じない土壤が生まれてきたとき、事故が発生します。如何にして慣れを無くし、ヒヤリ・ハットを見逃さず、危険を危険と感じうる感性を持ち続けるのか。

大相撲の賭博問題を自社の保安の土壤を見つめ直すきっかけにしてみても如何でしょうか。

高松地方気象台の四国地方の3か月予報(7~9月)では、気温は平年と比べ高め、降水量は平年並みの確率が高いと報じられています。

暑さは厳しい見込みなので、十分な水分補給、栄養補給、睡眠、休養を。暑さに負けず健康に十分留意してこの暑さを乗り切りましょう。

また、雨の多い少ないに拘わらず、節水対策は重要です。我が家では、節水コマの取付、風呂の残り湯で洗濯、水を流しっぱなしでの洗顔、歯磨き、食器洗いをしない等を引き続き実施しています。習慣にすれば何のことはありません。

裏表紙に「あゆ」を泳がせました。夏を感じて頂けたらと思います。

次回の発行は9月です。ご安全に！！

本誌に関して、ご意見・ご要望等なんでも結構です。
お気軽にご一報下さい！！お待ちしております。

【四国産業保安情報編集担当】

中国四国産業保安監督部四国支部管理課

〒760-8512 香川県高松市サンポート3番33号高松サンポート合同庁舎(5F)

TEL(087)811-8582 FAX(087)811-8595

[メール] qsikhg@meti.go.jp

[ホームページ] <http://www.nisa.meti.go.jp/safety-shikoku/>

災害・事故等発生時の緊急連絡先

電気に関する災害・事故の場合	中国四国産業保安監督部四国支部電力安全課 087-811-8584~8588
一般ガス、簡易ガス、火薬類、高圧ガス、LPガス、コンビナート等に関する災害・事故の場合	中国四国産業保安監督部四国支部保安課 087-811-8589、8590
鉱山における災害・事故の場合	中国四国産業保安監督部四国支部鉱山保安課 087-811-8591~8593